

**<経過等報告>**

- 6月5日(土) 市役所において産廃連絡会議(環境部, 企画部, 黒田区, 一鍬田区, ママの会)
- 6月17日(火) 区政審議委員・三役打合せ(臨時総会の運営について)
- 6月20日(金) 臨時区民総会
- 7月2日(水) 市環境部が, 子どもと環境を守る会と会談
- 7月3日(水) 第7回区役員会(産廃関連:署名の取りまとめ等)
- 7月5日(水) 子どもと環境を守る会が「産廃中間施設の現状を知る会」を開催
- 7月15日(火) 八名区長会(富岡ふるさと会館):市が「産廃対策会議」要綱(案)を提出
- 7月18日(金) 第8回区役員会(産廃関連:「産廃対策会議」要綱(案), 署名の提出方法等)
- 8月1日(金) 署名を東三河県庁にて中西肇副知事に提出
- 8月5日(火) 第9回区役員会(産廃関連:署名提出報告等)
- 8月16日(土) 第10回区役員会(産廃関連:「産廃対策会議」要綱(案), 等)
- 9月3日(水) 第11回区役員会(産廃関連:情報交換, レポートNo4検討)

**<一鍬田産廃問題特別委員会報告>**

第1回(7月5日(水)) 委員長の互選, 愛知県企業庁の現地説明に関する状況について, 峰野県議から「企業庁の現地説明に向けて, 開催形式等を検討している他, 市議会の経済建設委員長とも連絡を取り合っており努力している。」等の報告を受けた。

第2回(7月19日(土)) 「新城南部企業団地産廃対策会議要綱(7/15案)」について検討し, 意見を提出することとした。

第3回(8月9日(土)) タナカ興業にぶつける(提示する)内容, 質問等について意見交換。

・環境について求めるべき数値は現在の実測値, それを保証するためのハード・ソフト両面の条件整備, 悪臭・環境汚染・条件違反等に対するペナルティの3項目を想定する。

・悪臭防止法, 大気汚染防止法等それぞれの基準値まで許容するのではなく, 現状の実測値が基準値を下回っている場合は, 実測値を確保するという強い意志で臨むべきこと。

8/12(火) ・「新城南部企業団地産廃対策会議要綱(8/5案)」について区三役+特別委員長協議

8/19(火)~20(水) ・新潟県新発田市有機資源センターの視察に参加

第4回(8月23日(土)) ・新発田市有機資源センターの視察について報告説明。

・新発田市施設の運用状況とタナカの計画と比較, タナカの計画内容の杜撰さを明らかにする  
そのための準備作業について。

第5回9月6日(土)) ・情報交換, 新発田市施設の視察報告(レポートNo.4)の検討,

**<タナカ興業新城工場の建設状況について>**

新城南部企業団地で始まったタナカ興業新城工場の工事は, 現在止まっています。市環境課がタナカ興業社長に照会したところでは, 「工事を請け負った会社が倒産した。今, 新しい工事会社を探している。5~6か月程度遅れるだろう。」とのこと。継続して要確認です。

## <署名提出>

「新城南部企業団地への産業廃物処理業の進出計画に関する要望書」は各方面の方々のご協力で、15,148名の署名が集まりました。八名の全地区、千郷、舟着、作手その他市内各地区、豊橋、豊川や名倉等からも、また、横浜ゴム、大森木材の従業員の方からも多数のご協力を頂きました。ありがとうございました。

集まった署名は峰野県議の設定により8月1日午前10時に東三河県庁で中西副知事に提出しました。県議同席で、出席者は、白井黒田区長（八名区長会長）、中西一畝田区長（同副会長）、山本拓哉氏（新城の環境を考える市民の会代表）、県側の出席者は、副知事の他、資源循環推進課長と主査、企業庁企業誘致課長と課長補佐、新城設楽振興事務所長と環境保全課長でした。

## <パナソニック社製ロックウール脱臭装置を使った工場を視察>

8/19(火)～20(水) 新城市は、新潟県新発田市にあるパナソニック製ロックウール脱臭装置を備えた産廃施設を視察しました。この視察には地元にも参加要請があり、一畝田から三浦委員、東清水野から河守田氏、黒田から白井区長が参加、市役所からは環境課長、佐々木参事、夏目主事、また、市議会から、白井倫啓議員、山口洋一議員の2人が参加しました。

### ◆ 新潟県新発田市の資源センターの現状と（有）タナカ興業の新城工場の計画

項目	米倉有機資源センター	板山有機資源センター	加治川有機資源センター	タナカ興業(計画)
建設時期		H17年7月完成	H17年6月完成	
工期		10か月	19か月	
建設費	7億6252万円	6億9555万円	4億7400万円	
敷地面積	28,833㎡	15,000㎡	10,000㎡	12,594㎡
建物面積	5,749㎡	5615㎡	3,079㎡	4,244㎡
処理能力	日量 30t	日量 30t	日量 20t	日量 40t(max120t)
原料 (特殊肥料)	家畜ふん(牛・豚) 生ごみ(一般家庭・学校) もみ殻	家畜ふん(牛・豚・鶏) もみ殻	家畜ふん(牛・豚・鶏) 生ごみ(一般家庭・学校) もみ殻	原料(堆肥) 汚泥(流域下水) 動植物性残渣 木くず
原料 (普通肥料)	汚泥(農集排・食品工業) もみ殻	* 特殊肥料: 鶏糞以外の家畜糞ともみ殻 * 普通肥料: 汚泥・生ごみ・もみ殻		
一次発酵	通気攪拌 14日	通気攪拌 14日	回転式攪拌 約30日	10日間
二次発酵	通気切返し 50日	通気切返し 50日	通気切返し 約30日	30日間
保管	建物内に製品貯留室	建物内に製品貯留室	建物内に製品置場	
出荷	フレコン・小袋	フレコン・小袋	フレコン・小袋	ダンプ搬送
悪臭対策	発酵槽・発酵室の二重構造で吸気してロックウール脱臭装置(別棟)に送風。 米倉と板山の建物は密閉的、加治川は解放構造、いずれも臭いは気にならなかった。			建物内を負圧に (詳細不明)
事業費	H24年度決算(千円)	H25年度決算(千円)	H26年度予算(千円)	← 3施設の合計
歳入	72,072	72,882	87,768	
歳出	95,872	101,753	115,560	
収支	-23,800	-28,871	-27,792	

#### ◆ 見学・説明内容の報告

- 今回は1泊2日の旅程で3か所の施設（表を参照）を見学し市の職員とパナソニックの技術者から説明を受けたが、住民の意見を聴く時間はなかった。
- 新潟県新発田市は人口10万人、水稲作付6300ha、畑作や家庭内菜園も多く、肥料の需要がある。また籾殻処分や66の農場で牛豚2万頭、鶏76万羽から出る畜ふん、学校(小中計33校)の給食調理残渣、米菓工場や酒造工場からの排出物など肥料の材料を確保できることから、市が「食の循環によるまちづくり」として、有機資源センターを建設、運営している。
- 有機資源センターの立地は、米倉、板山は山間地域、加治川は田園の中。
- 籾殻は吸水（空気混入）の為に「副資材」とされている。原料の7割程度を占める。
- 市内6地区において家庭の生ごみや廃油を回収するモデル事業が行われている。
- 市は、堆肥を農家や市民に有償で配布していて、全量を捌いている。
- 公共下水の汚泥は、「重金属」（法定基準以下であっても）を含むので受け入れていない。
- 脱臭層が機能するまでに2~3週間必要。(交換した際は2~3週間は充分な脱臭ができない。)
- 発酵させるためには送風(酸素)が必要。良質な堆肥にするためには早めの発酵が有効、そのためには通気調整、通気システムのメンテナンス、気候に合わせた作業が必要。
- ハエなど衛生害虫の発生は発酵熱があるので少ない、鼠には猫が有効とのこと。
- 消臭剤の自動散布、浸出液の曝気処理、臭気測定等各種の工夫がされていた。
- 悪臭に関する苦情は、H24・25年度は各10件、26年度は8/18までに1件。
- 「食の循環」をテーマとした取り組みに「バイオマス資源の利活用」を加える計画である。  
(それぞれの補助金制度を活用するため)

#### ◆ 感想として

- 新発田市の施設は、民間事業ではなく、市の方針として実施している政策であること。
- 新発田市の施設には多額の資金が投入され、よく手入れされている。
- 事業費は年間3千万円近い赤字であるが、給食調理残渣や農集排汚泥(乾燥場不要?)の処理費用が掛からないこと、市内農業・畜産の振興に資すること、市のイメージアップなど考慮すると市全体としては充分に見合うもののように見える。
- 悪臭は運用次第でかなり抑制できる。しかし、タナカ興業の新城工場の計画は、新発田市の施設と比べて、日量処理にかなり無理がある。
- タナカ興業から示されている工場図面では詳細が分からず、見学した施設との比較が難しい。
- タナカ興業から作業工程の詳細が示されていないので、見学した施設との比較が難しい。
- ロックウール脱臭装置が性能を発揮するためには適切な風量調整やメンテナンスが必要であり、見学施設では注意を払っている。タナカ興業が同様に運用できるのか、製造会社であるパナソニック環境エンジニアリング社がどのように関与しているのかわからない。
- しかしながら、見学した施設の状況からして、タナカ興業から示されている発酵工程では完熟は不可能と思われる。
- 木材チップ(タナカ興業が使用)は、籾殻(新発田市)より発酵に時間が必要ではないか。
- 上記各項目について、タナカ興業等に説明を求めて、見学施設等と比べ同社のこれまでの説明の実行性を確かめる必要がある。仮にその実行性が確認できず虚偽の発言だったと判断される場合はその責任の追及が必要になる。

### ＜市が進出予定地付近の環境調査を業務委託＞

市は南部企業団地の産廃対策に関して、環境調査(現況調査・臭気拡散予測調査)の業務委託契約を行いました。受注者:中外テクノス株式会社(本社:広島市西区)です。

○現況調査項目:悪臭物質(22種),臭気指数,水質(生活環境項目)

時期:H26年9月とH27年1月の2回,場所:臭気は敷地境界の風上・風下・風下直近民家

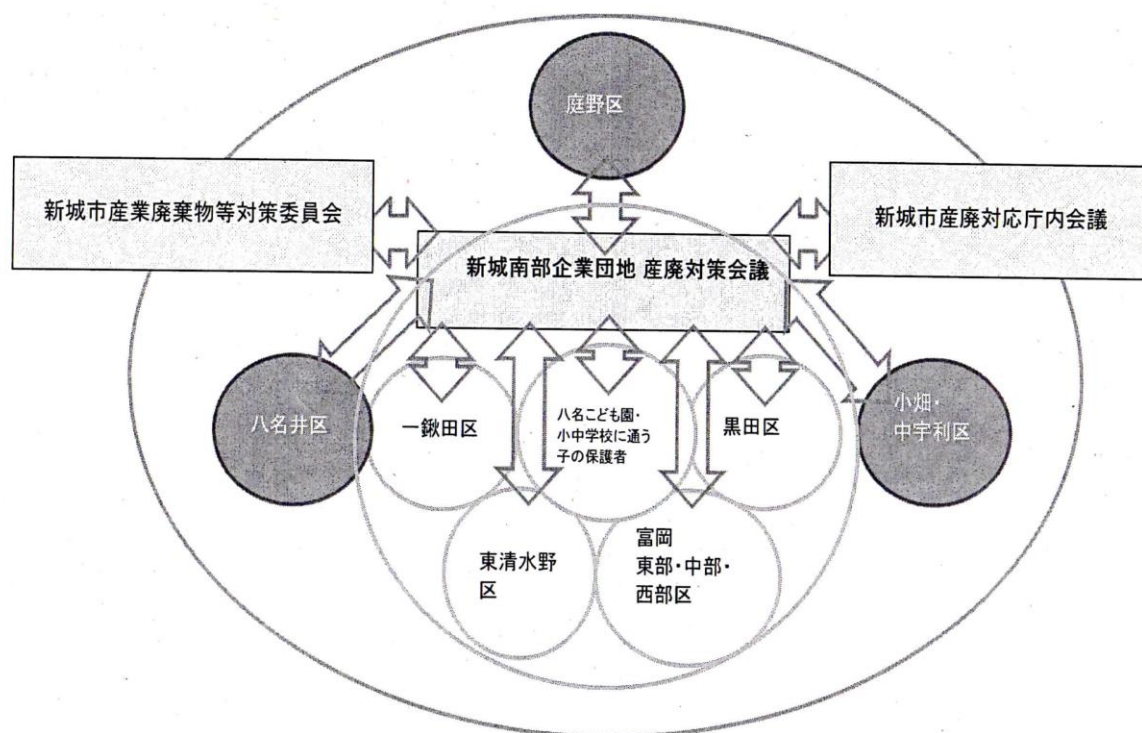
○臭気の定性・定量予測(臭気拡散予測調査)

\*4月以降,一鉄田区長・黒田区長から環境部に現在の環境測定値を押さえておく必要性を訴えてきました。

### ＜新城南部企業団地産廃対策会議(案)＞

新城市は、「新城南部企業団地産廃対策会議」の設置について、7/15に開かれた八名区長会議に提案し、その修正案が8/5富岡の拡大会議に提出されました。その後再度修正され8/25に制定されました。6ページに掲載しました。イメージ図(8/5)は次のとおりです。

#### 産廃対策会議 概念イメージ図



### ＜産廃対策会議(案)に関する一鉄田の対応＞

一鉄田は、6/20の臨時区民総会で「建設反対,操業を許さない取り組みを継続して他地区等と協力して進めることに加えて,進出事業者との「対話」を始めることとしました。また,特別委員会を組織しました。

「絶対反対」に変わりは有りませんが,「対話」の場を設けて,質問を繰り返し,説明と具体との矛盾をつき,計画のずさんさ等問題点を明らかにして許可させないようにすること。事業者のこれまでの説明を担保するハードと運用を迫ることで,進出計画のハードルをあげることです。

この観点から、上記、「新城南部企業団地産廃対策会議要綱(案)」について、区役員会・特別委員会は 7/23, 8/13 と 2 度にわたって意見を申し入れました。主な内容は次のとおりです。

- 要綱(案)の書きぶりは「環境保全協定」を目標にしているが、我々の目的は、環境汚染を未然に防止するため、事業者はその具体的な取組みを強く求めることである。また、事業者が約束事をした場合は、その実行性を検証する必要性を考慮し「対策会議」の継続性も考慮すべきこと。
- 現在、新城市が市内の事業所と締結している環境保全協定では目的を「環境汚染を未然に防止し、環境を保全するため」としている。この対策会議の目的も同じであるべきこと。
- 会議の審議状況を地域住民に報告・説明する方法について流れを整理すること。(会議委員の報告任務と八名区長会への情報提供との関係、住民への報告会等)
- 要綱(8/5 案)の「...選出された者(を)市長が任命する。」と「対策会議は市長の要請により委員を招集し」と続く表現は規則の形式かも知れないが、市長の強い影響下に置かれるような印象があり適切ではないこと。
- その他、「新城市産業廃棄物等対策委員会」の候補者は、第三者的な立場でなく市民目線の者を選任すべきこと。企業団地南側斜面・調整池付近の除草・清掃を願いたいこと。\*

\*最近、黒田川に沿った進入路が除草されました。


市が定めた要綱では、「対策会議」の審議状況は「八名区長会の行政区を通じて地域住民に報告する。」とされていますが、一畝田においては委員から回覧等でご報告し、ご意見を頂きながら進めます。

### <新城市議会 9 月定例会>

○新城市議会 9 月定例会の一般質問で (9/8~9) 新城南部企業団地の産廃問題で 3 人の議員 (白井倫啓議員、浅尾洋平議員、中西宏彰議員) が質問します。

### <農業集落排水の汚泥処理>

経済建設部会(4/17)のなかで「家庭汚水の処理の結果、下水汚泥が発生、その下水汚泥をタナカ興業のような会社が処理している(ので必要な事業だ。)」という趣旨の発言が見受けられます。今年度供用が始まった、南部地区の農集排の汚泥はどのように処理されるのでしょうか。「ほのか 8 月号」に次のような記事がありました。下水道課によれば配布は順番待ちとのことでした。



**乾燥肥料を無料配布します**

**問** 下水道課  
☎ 23・7644

**風** 地域整備課  
☎ 32・1988

**作** 地域整備課  
☎ 37・2298

新城地区の農業集落排水施設では、発生する汚泥を農地還元するために、乾燥させて肥料にしています。

肥料は、成分検査をして肥料登録した安全なもので、細かく粉碎し、約15kg程度に袋詰めして配布します。

畑(田には散布不可)、家庭菜園、花壇などに使用されてはいかがでしょうか。

配布を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

**配布場所**  
下水道課(仮庁舎)、風来・作手各総合支所地域整備課

## <新城南部企業団地産廃対策会議>

○環境部から次のとおり要綱を制定したと連絡がありました。

(下線部分は、7/15 八名区長会に提示後、修正された部分)

### 新城南部企業団地産廃対策会議要綱 (H26.8.25 施行)

#### (目的)

第1条 新城南部企業団地における産業廃棄物中間処理発酵施設（以下「産廃施設」という。）の操業による周辺地域の環境への影響等の課題（以下「課題」という。）に関し、八名地区の住民（以下「地域住民」という。）が情報を共有し、市民、事業者及び行政が一体となった環境保全の取り組みを図ることにより、地域の環境汚染を未然に防止するため、新城南部企業団地産廃対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

#### (組織・任期・報償等)

第2条 対策会議は、委員25人以内で組織し、委員は、新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に準じた関係地域から選出された者及び八名こども園、八名小学校、八名中学校に通う児童の保護者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の報償は、支給しない。ただし、費用弁償は支払うことができる。

#### (関係地域)

第3条 関係地域は、条例施行規則第8条の規定に準じて、産廃施設から概ね半径1キロメートルの範囲にある行政区及びそれに隣接する行政区とする。

#### (会議の運営)

第4条 対策会議は、市長の要請により委員を招集し、その会議の取り回しは、環境部長が行う。

2 必要があると認めるときは、対策会議に市職員、市議会議員及びその他の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (会議の任務)

第5条 会議は、次に掲げる任務に当たるものとする。

(1) 課題に関する委員の意見を聴き、整理すること。

(2) 課題の解決策を検討し、協議すること。

(3) 対策会議において収集した情報及び検討した事項を八名区長会の行政区を通じて地域住民に報告すること。

(4) 条例第9条第1項に準じた説明会の開催及び条例第14条第1項に準じた環境保全協定の締結に向けて産廃施設設置事業者から意見を聴くこと。

(5) 上記の他、対策会議の目的を達成するための任務。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

#### (庶務)

第7条 本会の庶務は、新城市環境部環境課において処理する。

#### 附 則

1. この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

2. 対策会議は、第1条の目的が達せられたと委員の過半数が認められたときまでとする。

3. 対策会議の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。